

みずほ総合口座

2024 年 10 月 4 日現在

1. 商品名	総合口座
2. 対象預金	普通預金、普通預金(無利息型)、定期預金、積立定期預金
3. ご利用いただける方	個人のお客さま(お一人一口座)
4. 期間	各お取引につきましては各預金の商品概要説明書をご参照ください。
5. お預入方法 (1)お預入方法 (2)お預入金額 (3)お預入単位	
6. 払戻方法	
7. 利息 (1)適用利率 (2)利払い方法 (3)計算方法	
8. 税金	
9. 手数料	
10. 付加できる特約事項	(1)自動集計サービス ・総合口座普通預金について、1ヵ月単位で、「お預り金額」「お支払金額」それぞれの合計額を自動集計し「総合口座通帳」に表示する機能です。 ・公共料金口座振替の明細も表示します。 (2)総合口座当座貸越 普通預金の残高を超えて払戻の請求または各種料金等の口座振替の請求があった場合、総合口座定期預金(スーパー定期、大口定期預金、期日指定定期預金、変動金利定期預金)(以下、「担保定期預金」といいます)があれば、不足額を自動的に融資(当座貸越)します。総合口座普通預金に入金があると、自動的に返済となります。 【貸越極度額】 担保定期預金の合計額の 90%、または 200 万円のうちいずれか少ない金額 【貸越利率】 担保定期預金の利率(期日指定定期預金の場合は「2 年以上」の適用利率)に年 0.5%を加えた利率 ＜利率の異なる複数口の担保定期預金がある場合の取扱＞ 利率が低い定期預金から順に融資(当座貸越)したものと適用 【付利単位】 100円 【利息計算方法】 貸越利用日から返済日前日まで、毎日最終残高(100円未満切り捨て)の累計額(積数)×利率×1/365 (円未満切り捨て)で計算します。

	【利息支払時期】 A. 毎年2月と8月の第3土曜日前営業日の前日を利息決算日とし、普通預金利息支払日に総合口座普通預金残高から払い出し、または貸越残高に組み入れます。 B. 担保となる定期預金の残高がゼロになった場合、または総合口座の解約時には、その時点でお支払いいただきます。 【その他】 ・貸越利率の異なる複数の担保定期預金がある場合の返済(普通預金に入金時)は、貸越利率が高い分から順に返済があったものとして取扱います。 ・貸越の限度額を超えたまま利息決算日を2回経過した場合など、一定の事由が生じたときは、満期日前でも担保定期預金と相殺して当座貸越金をご返済いただく場合があります。 (3)総合口座貸越選択サービス 事前にお申し込みいただくことにより、総合口座当座貸越について、ATMやみずほダイレクトによる以下の払戻の請求があった場合には、自動融資(当座貸越)の機能によらず、普通預金の残高の範囲内の取引とすることができます。 <table border="1"> <tr> <td>ATM等での取引</td><td> ・ATMによる「お引出」「お振込」「お振替」 ・「デビットカードサービス(J-Debit)」 「バンクPOSサービス」「みずほJCBデビット」 「スマートデビット(Smart Debit)」 </td></tr> <tr> <td>みずほダイレクトでの取引</td><td> 「お振込」「お振替」「ネット振込決済サービス」 「カードローンのご返済」 </td></tr> </table>	ATM等での取引	・ATMによる「お引出」「お振込」「お振替」 ・「デビットカードサービス(J-Debit)」 「バンクPOSサービス」「みずほJCBデビット」 「スマートデビット(Smart Debit)」	みずほダイレクトでの取引	「お振込」「お振替」「ネット振込決済サービス」 「カードローンのご返済」
ATM等での取引	・ATMによる「お引出」「お振込」「お振替」 ・「デビットカードサービス(J-Debit)」 「バンクPOSサービス」「みずほJCBデビット」 「スマートデビット(Smart Debit)」				
みずほダイレクトでの取引	「お振込」「お振替」「ネット振込決済サービス」 「カードローンのご返済」				
11. 期日前解約時の取扱	各預金の規定に従います。				
12. 金利情報の入手方法	店舗または、みずほ銀行ウェブサイトにてご確認ください。				
13. 重要事項等	・総合口座で取り扱う預金はみずほ銀行が元本保証していますが、みずほ銀行の業務または財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生じる場合があります。 ・この預金は預金保険の対象として、同保険の範囲内で保護されます。 また、普通預金(無利息型)については、決済用預金のため全額保護されます。詳しくは、みずほ銀行ウェブサイトまたは店舗に掲示のポスター等をご覧ください。				
14. その他参考となる事項	非居住者(海外永住者以外の海外に居住する日本人のお客さまを除く)のお客さまは、総合口座はご利用いただけません。				
15. みずほ銀行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772				